

掛川市規則第8号

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年掛川市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（教育長を含む。）」を削る。

第13条の見出し中「教育長等」を「教育委員会に置かれる補助職員」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。